山口県LPガス料金上昇負担軽減事業　手続きフロー図

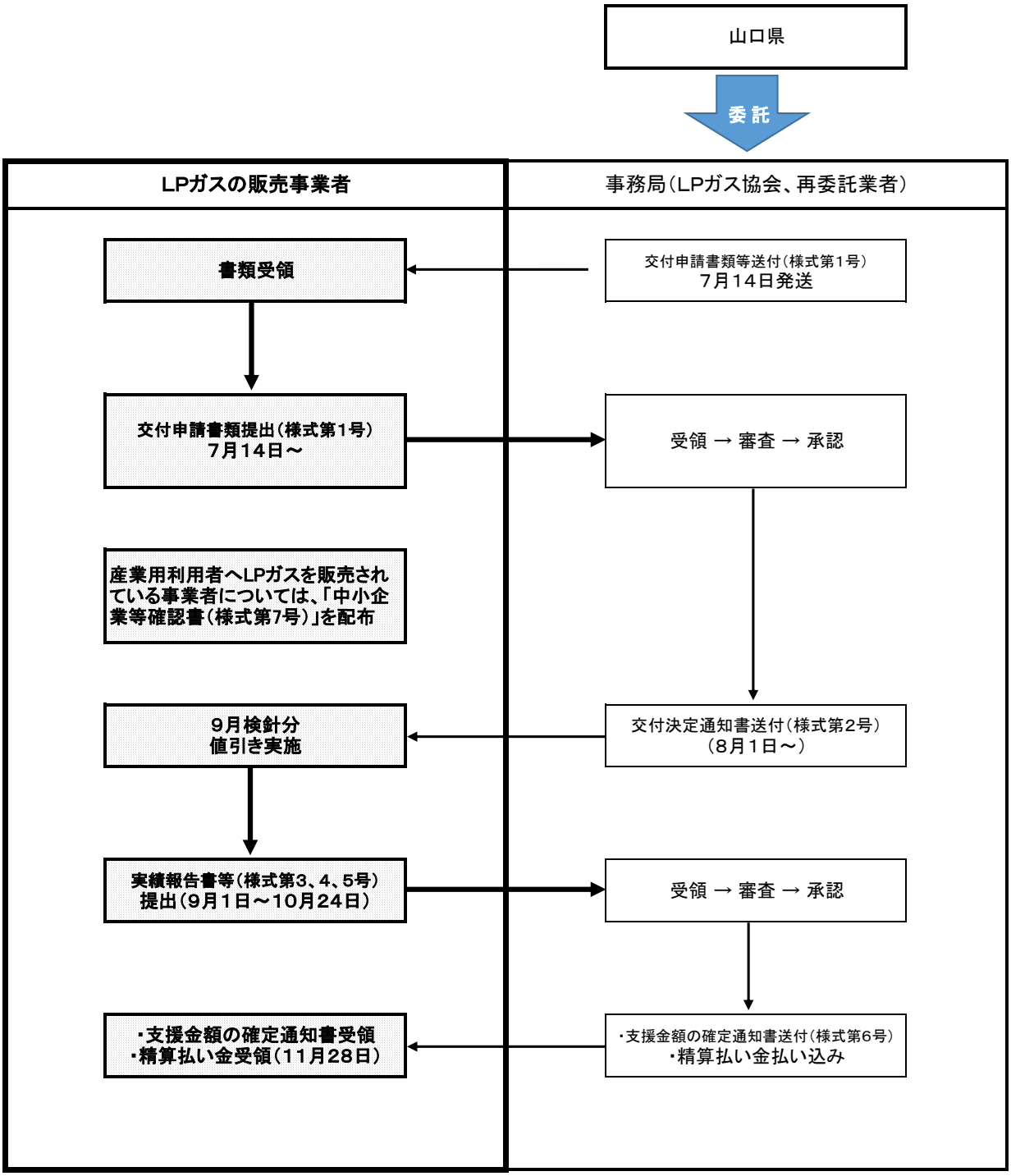

【申請書類（例示）】

様式第1号：交付申請書

様式第2号：交付決定通知書

様式第3号：実績報告書兼請求書

様式第4号：家庭業務用利用者　値引き実施一覧

様式第5号：産業用利用者　値引き実施一覧

：中小企業等確認書

様式第6号：支援金額確定通知書

スケジュール

月日	項　　目	備　考
7.11	*○説明会開催* *○協会ホームページに軽減事業コーナー開設*	
7.14	*○交付申請書類等発送* *○交付申請書(様式 1)受付開始* ◇交付申請書の提出(7.14～7.31)	申請は郵送又は電子申請
7.31	◇交付申請書の提出締め切り	
8.1	*○審査終了後、交付決定通知書(様式２)発送開始* *※交付決定通知書は各事業者宛てに８月中に必着*	
9.1 ～30	◇交付決定通知書受理後、9 月検針分を対象に値引き	
9.1	*○実績報告書兼精算払請求書(様式３)受付開始* ◇実績報告書兼精算払請求書の提出(9.1～10.24)	報告は郵送又は電子申請
10.24	◇実績報告書兼精算払請求書提出締め切り	
11 中旬	*○額の確定通知書(様式６)発送*	
11.28	*○精算払い金振込(支援額＋販売所等協力金)*	

◇印は販売店対応

○印斜め書きは事務局対応

山口県ＬＰガス料金上昇負担軽減事業支援金交付要領

（趣旨）

第１条　一般社団法人山口県LPガス協会（以下「協会」という。）は、山口県（以下「県」という。）からの委託を受け、ＬＰガス料金の上昇による県内の家庭業務用利用者及び産業用利用者の負担を軽減するため、山口県ＬＰガス料金上昇負担軽減事業(以下、「軽減事業」という。)を実施する。

（定義）

第２条　この要領において「家庭業務用利用者」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第２条第２項に規定する一般消費者等及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第３条の登録を受けた者からＬＰガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者（以下「コミュニティガス利用者」という。）をいう。

２　この要領において「産業用利用者」とは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第20条の4の届出をした販売業者からＬＰガスを産業用燃料として供給を受ける者をいう。

３　この要領において「ＬＰガス販売事業者」とは、液化石油ガス法第３条第１項の登録を受けた販売事業者又はガス事業法第３条の登録を受けたガス小売事業者であって、家庭業務用利用者にＬＰガスを販売する者及び高圧ガス保安法第20条の4の届出をした販売業者であって、産業用利用者にＬＰガスを販売する者をいう。

４　この要領において軽減事業とは、山口県内の家庭業務用利用者を対象に、県が指定する値引き額 上限660円（消費税額を含む。）を各家庭業務用利用者の令和７年９月検針分から値引きを行ったＬＰガスの販売事業者に対して、その値引き原資(消費税額を含まない。）　上限600円を支援金として交付する事業及び山口県内の産業用利用者（大企業及びタクシー事業者を除く。）を対象に、令和７年９月購入分のＬＰガス購入量に応じ、１㎥当たり11円（消費税額を含む。）若しくはプロパン１kg当たり5.5円（消費税額を含む。）又はブタン１kg当たり3.9円（消費税額を含む。）の値引きを行ったＬＰガス販売事業者に対して、その値引き原資(消費税額を含まない。)を支援金として交付する事業をいう。

（支援金交付対象事業及び支援金の額）

第３条　支援金交付対象事業は、前条第４項に定める値引きとする。

２　支援金の額は、次のとおりとする。

（１）家庭業務用利用者に対する支援金の額

令和７年９月検針分について、１契約につき 600 円（請求額（消費税額等を除く。）が 600 円未満の場合にあってはその額）とする。

（２）産業用利用者に対する支援金の額

令和７年９月購入分のＬＰガス購入量に応じ、1㎥当たり10円若しくはプロパン１kg当たり5.0円又はブタン１kg当たり3.5円とする。

（３）販売所等協力金の額

値引き件数	販売所等協力金
900 件未満	10,000 円+値引き件数×100 円
900 件以上	一律 100,000 円

（支援対象者）

第４条　支援金を交付する対象者(以下「支援対象者」という。)は前条で定める支援金交付対象事業を行うＬＰガス販売事業者の内、以下に定める要件を全て満たすものをいう。

（１）過去２年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

（２）過去６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

（３）次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立て

（４）債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定が なされていないこと。

（５）県税その他の租税を滞納していないこと。

（６）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。

（７）この要項による支援金の交付を受けていないこと。

（８）関係法令や基準等を遵守すること。

２ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者には、支援金の交付をしないものとする。

（１）政治活動又は宗教活動が主たる目的の組織又は団体

（２）山口県暴力団排除条例（平成 23 年山口県条例第 36 号。以下「条例」という。）第２条第１号又 は第３号に規定する者（以下「暴力団等」という。）

（３）代表者又は役員等のうちに条例第２条第３号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者

（４）暴力団等が実質的に経営を支配する者

（５）その他補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

（支援金の交付申請）

第５条　支援対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式１）を協会に提出しなければならない。

２ 提出期限は別に定める。

（交付決定通知）

第６条　協会は、前条第１項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、適正であると認めるときは支援金の交付を決定し、交付決定通知書（様式２）により通知する。

２ 協会は、交付の決定に当たって、必要な条件を付すことができる。

（支援金交付対象事業の辞退）

第７条　支援対象者は、前条第１項の交付決定通知を受けた後、支援金交付対象事業を辞退しようとするときは、事前に協会へ申し出て、承認を受けなければならない。

（支援金交付対象事業の経理等）

第８条 支援対象者は、支援金交付対象事業における帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の事業と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　県及び協会は、支援対象者から必要に応じて報告を求めることができ、また、その報告について調査することができる。

３　協会は、支援対象者が本要領の規定に違反した場合又は不正な申請を行った場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

４　支援対象者は、前項により支援金の交付決定が取り消された場合は、当該取り消しの通知から２０日以内に支援金を返還しなければならない。支援金の返還期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95％の割合で計算した延滞金を徴する。

５　支援対象者は、第１項の帳簿及び証拠書類を支援金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保存しておかなければならない。

（申請内容の変更）

第９条　支援対象者は、支援目的の変更をもたらす申請内容の変更をしようとする場合は、事前に協会に申し出て、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第１０条　支援対象者は、支援金交付対象事業が完了（支援金交付対象事業の辞退の承認を受けた場合を含む。）したときは、協会が別に定める日までに実績報告書兼精算払請求書（様式３）を協会に提出しなければならない。

２ 実績報告書兼精算払請求書に添付する書類は次のとおりとする。

（１）家庭業務用利用者値引き実施一覧（様式４）

（２）産業用利用者値引き実施一覧（様式５）

（３）値引き額が10万円以上の産業用利用者の場合は、値引きの事実が確認できるもの

３ 支援対象者は、第１項の実績報告に当たっては、値引き額から消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（支援金額の確定及び支払い）

第１１条　協会は、前条第１項により実績報告書が提出された場合、その内容について審査を行い、適正と認めたときは、支援金の額を確定し、支援金額確定通知書（様式６）により支援対象者に通知するとともに、通知の日から60日以内に指定の口座に支払う。

（不正利用の防止）

第１２条　支援対象者は、不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じなければならない。

（誓約事項及び同意事項）

第１３条　支援対象者は、別記１～３について支援金の交付申請前に確認しなければならない。また、支援金交付申請書の提出をもって、これに誓約又は同意したものとする。

（その他）

第１４条　この要領に定めるもののほか、軽減事業の実施に関し必要な事項は、県と協会が協議の上、定めるものとする。

附則　この要領は令和７年７月７日から施行する。

別記1

不正な支援金の交付の申請防止に係る誓約事項

当事業所は、支援金の申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1)　当事業所は、協会の求めに応じ、適切なLPガス料金値引きを実施及びその帳票等の提出に協力します。
(2)　当事業所は、当方の帰責の有無に関わらず、不正な支援金申請に該当する可能性があると協会が判断する場合は、その調査が完了するまで当該支援金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
(3)　当事業所は、上記に該当する他、不正な支援金申請及び受給が発生しないよう、県及び協会の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
(4)　当事業所は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※１、不適切な行為※２等は行いません。

※1:不正請求について

偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45号)各条文に規定するものをいう。)に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとすること。

※2:不適切な行為

①支援金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
②支援対象期間に合わせた値上げを故意に行うこと
③価格について、支援金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

別記2

反社会的勢力排除正に係る誓約事項

当事業所は、支援金の交付の申請をするに当たって、また、支援事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1)　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
(2)　暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
(3)　暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。)
(4)　暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)
(5)　総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
(6)　社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
(7)　特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)
(8)　前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
イ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
ロ　前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
ハ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
ニ　前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
ホ　その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が社会的に避難されるべき関係にあると認められること

別記3

LP ガスの販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

当事業所は、助成事業への応募及び助成金の交付の申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

記

協会は、本助成事業の実施に必要な範囲で、ＬＰガスの販売事業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、協会は、ＬＰガスの販売事業者が提供する情報を事業の終了後５年間保存し、協会の業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、協会及び山口県は、ＬＰガスの販売事業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。

様式1

令和　　年　　月　　日

一般社団法人山口県LPガス協会会長 様

申請者	ID番号	
	所在地	〒
	事業所名	
	代表者又は 営業所長等	

山口県LPガス料金上昇負担軽減事業支援金 交付申請書

山口県ＬＰガス料金上昇負担軽減事業支援金の交付を受けたいので、山口県ＬＰガス料金上昇負担軽減事業支援金交付要領（以下、「交付要領」という。）第５条により、下記のとおり支援金の交付を申請します。

なお、交付要領別記１及び２の誓約事項・３の同意事項を遵守できなかった場合は、交付決定後であっても支援金の一部又は全部が受給できなくなることに加え、液化石油ガス法に基づく処分等又は事案の公表の対象や、債権回収、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることに同意のうえ申請いたします。

記

１．誓約事項、同意事項に関する確認

※内容を確認のうえ、同意する場合、□にチェック☑を入れてください。

別記１　不正な支援金の交付の申請防止に係る誓約事項

内容確認の上、同意します。□

別記２　反社会的勢力排除に係る誓約事項

内容確認の上、同意します。□

別記３　ＬＰガスの販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

内容確認の上、同意します。□

２．申請担当者

担　当　者　名			
電　話　番　号		ファックス番号	
メールアドレス			

以上

様式２

所在地　　〒

事業所名

代表者又は
営業所長等

令和　　年　　月　　日

一般社団法人山口県ＬＰガス協会会長

山口県ＬＰガス料金上昇負担軽減事業支援金交付決定通知書

申請のありました山口県ＬＰガス料金上昇負担軽減事業支援金については、申請のとおり交付することに決定したので、通知します。

支援事業が完了したときは、山口県ＬＰガス料金上昇負担軽減事業支援金交付要領第１０条に定める実績報告書兼精算払請求書（様式３）をご提出願います。

様式３

令和　　年　　月　　日

一般社団法人山口県ＬＰガス協会会長　様

報告者	ＩＤ番号	
	所在地	〒
	事業所名	
	代表者又は営業所長等	

山口県ＬＰガス料金上昇負担軽減事業支援金　実績報告書兼精算払請求書

山口県ＬＰガス料金上昇負担軽減事業支援金交付要領第１０条により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。なお、値引き対象の家庭業務用・産業用利用者は、山口県内でＬＰガスを消費する者に相違ありません。

記

１．値引きの対象となる期間　　令和７年９月検針分（家庭業務用）、９月検針・購入分（産業用）

２．家庭業務用利用者支援額合計　　＿＿＿＿＿＿＿＿円
※様式４　家庭業務用利用者値引き実施一覧の支援額（税抜き）合計を記載する。

３．産業用利用者支援額合計　　＿＿＿＿＿＿＿＿円
※様式５　産業用利用者値引き実施一覧の支援額（税抜き）合計を記載する。

４．添付書類
・様式４　家庭業務用利用者　値引き実施一覧
・様式５　産業用利用者　値引き実施一覧
※値引き額が１０万円以上の場合は値引きの事実が確認できるもの
・通帳コピー（表紙と銀行印がある見開きページの２枚）

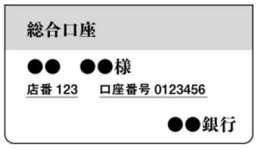

【通帳の表紙（イメージ）】

【通帳の見開きページ（イメージ）】

５．振込先　※前回（Ｒ７．２月検針分）と振込先が同じ場合（口座名義等全ての内容が同一の場合に限る。）は通帳コピーの添付の必要なし。

振込先の変更の有無	（ 有 ・ 無 ）何れかに○印をご記入下さい。「無」の場合は以下の記入は不要		
金融機関名		支店名	本店 支店 出張所
金融機関コード	主な金融機関ｺｰﾄﾞ　・山口銀行【0170】　・西京銀行【0570】 ・萩山口信用金庫【1780】　・山口県農協【8134】		
店番号（３ケタ）		口座種別	普通預金 ・ 当座預金
口座番号			
口座名義（ｶﾀｶﾅで記入）			

様式４

家庭業務用利用者　値引き実施一覧

9月実績

※郵送の場合で、記入欄が不足する際は、コピーしてご記入ください

必須 ＩＤ番号	
必須 事業所名	
申請対象	9月実績

値引き額合計（税込み）	
支援額合計（税抜き）	
申請件数	0 件

※値引き額のセル色が変わった場合は金額が正しくありません

No	必須 ① お客様番号等（管理番号などお客様を特定できるもの）	必須 ② お客様所在県	必須 ③ 値引き額（税込み）
（例）	123-45-67890-12	山口県	¥660
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

様式5

産業用利用者　値引き実施一覧（実績報告）

9月実績

必須 ＩＤ番号	
必須 事業所名	
申請対象	9月実績

	㎥	kg・プロパン	kg・ブタン	合計
値引き額合計（税込み）				¥0
支援額合計（税抜き）				¥0
			申請件数	0件

※④金額計算が正しくされない為、単位が「㎥」の場合、ガスの種類は必ず「ー」を入力
※⑤「値引き単価」は、㎥＝11円、kg・プロパン=5.5円、kg・ブタン=3.9円

No	必須 ① お客様名	必須 ② お客様所在県	必須 ③ 単位	必須 ④ ガスの種類	必須 ⑤ 値引き単価［円］（税込み）	必須 ⑥ 使用量（少数以下切り捨て）	必須 ⑦ 値引き額（税込み）
（例）	○○工業	山口県	㎥	ー	11	100	¥1,100
	○○産業	山口県	kg	プロパン	5.5	1,000	¥5,500
	○○商会	山口県	kg	ブタン	3.9	1,000	¥3,900
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

担当販売所等：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※ＬＰガスの産業用利用者がＬＰガス料金の値引きを受けるためには、ＬＰガスを購入している販売所等にこの確認書を提出する必要があります。（大企業者は提出しないでください）

中小企業者等確認書

令和７年　　月　　日

山口県ＬＰガス協会長　様

（販売所等経由）

（ＬＰガスの産業用利用者）

事業所　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者　部署＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現在、当社は下表の①から④の大企業のいずれにも該当しないことを証明します。

	主たる事業として営む事業が属する業種	**大企業**（以下のＡ、Ｂとも満たす）	
		Ａ．資本金の額又は出資の総額	Ｂ．常時使用する従業員の数
①	製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記を除く）	3億円超	300人超
②	卸売業	1億円超	100人超
③	サービス業	5,000万円超	100人超
④	小売業	5,000万円超	50人超

様式６

所在地　　〒

事業所名

代表者又は
営業所長等

令和　　年　　月　　日

一般社団法人山口県ＬＰガス協会会長

山口県ＬＰガス料金上昇負担軽減事業支援金額確定通知書

様式３にて実績報告されました山口県ＬＰガス料金上昇負担軽減事業支援金については、山口県ＬＰガス料金上昇負担軽減事業支援金交付要領第１１条により支援金交付額を下記のとおり決定したので通知します。

記

１　支援額実績

２　販売所等協力金

３　精算払金額